

環境安全品質基準等の試験結果など

道路用溶融スラグ細骨材試験結果（JIS A5032）及びコンクリート用溶融スラグ細骨材試験結果（JIS A5031）の環境安全品質基準（土壤環境基準に基づく溶出基準、土壤汚染対策法指定基準に基づく含有量基準）等について

【解説】

溶融スラグ細骨材の環境安全品質基準の規格値は、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）や土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく指定区域の指定に係る基準等を考慮して制定されたものです。

溶出量は水道法に基づく水道水の水質基準の同項目の基準値と同様数値（一部を除く）、含有量は特定有害物質の第二種特定有害物質（重金属等）のうち8項目の基準値と同様となっており、土壤、地下水や人の健康への影響を及ぼさないレベルとなるよう設定されています。

なお、ダイオキシンや揮発性の重金属は、1200℃以上で高温燃焼とガス化溶融により無害化されます。

【試験方法と結果等】

- ① 品質試験については、生成している溶融スラグをピットから搬出する日毎にサンプリング及びストックし、毎月1回第三者試験機関にて実施しています。
- ② 結果表では、規格値と毎月の測定値等を掲載しており、測定値横の記号<は測定可能値以下という結果を表しています。溶出量、含有量では鉛が測定されていますが、生活環境に存在する製品（小型家電、ガラス製品、塩ビ製品等）の高温燃焼とガス化溶融に起因するものと考えられており、規格値以下という結果を得られています。JISA5031の化学成分等も規格値以下となっており、安全性を担保しています。
- ③ 自然界に影響を及ぼす規格値を超えるような重金属の溶出は、溶融固化という封じ込めにより、生成時の粒径をさらに細かくしても生じません。
- ④ 建設資材としての骨材の粒度分布等についても、生産の過程、JISに規定されている粒度及び試験の項目等の品質基準を満たしていることを確認しています。

注 令和2年4月2日に土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第143号）が公布され、カドミウム及びその化合物に係る基準の見直し（規格値の溶出量は0.003mg/L、含有量は45mg/kg）があり、令和3年4月1日から施行されましたが、溶融スラグ細骨材のJIS認証製品の規格値は、同法施行規則の一部を改正する省令の施行以前の規格値を採用しており、現在変更はございません。

引き続き、関連法の改正等、国の動向を注視するとともに、JIS認証製品の規格値に変更が生じる場合には速やかな対応を行うこととしています。